

豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業に関する意見・提案(要求水準書(案))

| No | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項目 | 項目名 | 意見・提案事項 | 備考 |
|----|----|---|-----|----|----|-------------------|---|----|
| 1 | 3 | 2 | (4) | | | 図1 システムの基本フロー | 汚泥焼却施設を使用せず、脱水設備の後段に汚泥有効利用設備を設置し、外部に販売する提案も認めて頂くようお願いいたします。 そして、汚泥焼却施設の維持管理費の削減を評価していただくようお願い致します。 | |
| 2 | 14 | 4 | (2) | | | 処理方法 | 「…県が管理する3号焼却炉で処理することを前提に脱水汚泥の引渡しを行うこと」とありますが、引き渡す汚泥ケーキのVTSによっては、焼却炉の燃費を悪化させることが懸念されます。焼却炉を含めた汚泥処理全体最適化の視点から、引き渡す汚泥ケーキは含水率だけでなくVTSについても要求水準を設定すべきと考えますが、いかがでしょうか。 | |
| 3 | 15 | 4 | (3) | ② | 7) | 脱水汚泥に関する基準 | 脱水汚泥のVTSについて、含水率同様の基準設定をご検討ください。VTSが下がると県殿にて運営される焼却設備への運転影響が懸念されます。基準を設けられない場合、焼却設備の安定操業に寄与するための提案に対し、評価されることをご検討ください。 | |
| 4 | 16 | 4 | (3) | ⑤ | | 焼却設備の排熱利用 | 焼却設備の排熱(空気)を用いて、脱水汚泥の含水率を低減できる可能性があります。この場合、今回の事業範囲外である3号焼却設備での補助燃料使用量の低減が可能となり、県殿の事業費削減が期待できます。このように、事業者側にメリットはありませんが、県殿にメリットが生じる提案にもサービス対価(=削減できた補助燃料使用量×事前に定める単価)を認めて頂けないでしょうか。 | |
| 5 | 19 | 4 | (4) | ③ | | 3号焼却施設の設備改造及び排熱利用 | 「※排熱利用に伴い設置した設備への電力供給は、本事業範囲で受電契約する電力から給電する」とありますが、県で運営・維持管理される施設(水処理と焼却)とSPCで運営・維持管理する施設(濃縮・消化・脱水)の分割受電を実現する際の課題となることが予想されます。 所管される電力会社に確認頂いたうえで、「※排熱利用に伴い設置した設備への電力供給は、県で受電契約する電力から給電する」への変更をご検討下さい。 なお、排熱利用に伴い設置した設備の設計・建設をする費用は、本提案を行った事業者が負担し、維持管理・運営する費用は県殿で負担いただくことを想定しています。 | |
| 6 | 19 | 4 | (4) | ③ | | 3号焼却施設の設備改造及び排熱利用 | 要求水準書(案) P16 4章(3)節⑤目に「スクラパ排水の熱利用も可とする」との記載がありますが、同(4)節③目にはスクラパ排水に関連する責任分界点の記載がありません。平成26年3月に公表される予定の入札公告、入札説明資料等への明記をご検討ください。 | |